

# 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式（委託業務） 試行要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する測量、設計及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を試行するにあたり必要な事項を定める。

## （対象業務）

第2条 総合評価落札方式の試行対象は、競争入札に該当する委託業務の中から建設局長、都市・交通局長又は建築局長が決定する。

## （入札契約方式等）

第3条 入札契約方式は指名競争入札とし、指名業者は愛知県建設工事請負業者選定要領に基づき選定する。また、総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令第167条の12第2項及び第3項に基づき通知しなければならない事項のほか、次の事項について通知する。

（1）総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨

（2）当該総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準

## （落札者決定基準）

第4条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定める。

3 落札者決定基準は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において審査した上で、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札・指名審査会要領第1条及び第11条に基づく入札・指名審査会（以下「審査会」という。）に提出し、審査会において決定する。

## （評価項目等）

第5条 総合評価落札方式の評価項目は、次の各号から選定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。ただし、委託業務の内容によっては次の各号によらない評価項目とすることができる。

一 土木事業関係

(1) 技術提案型

評価項目は、技術提案に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項とする。

(2) 実績評価型

評価項目は、配置予定技術者の能力に関する事項とする。

二 建築事業関係

評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び業務の繁忙度とする。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、原則として以下の式で計算する評価値を以って行う。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- ・価格評価点＝価格評価点の配点×{(予定価格－入札価格)÷(予定価格－調査基準価格)}
- ・技術評価点＝技術評価点の配点×(技術評価項目の得点合計÷技術評価項目の配点合計)

(評価項目の審査)

第7条 提出資料に基づく評価項目の審査については以下のとおりとする。

- (1) 技術提案に関する事項についての審査は、委員会において行う。
- (2) 評価項目の審査結果は審査会に提出し、審査会において決定する。

(落札者決定の方法)

第8条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。